

○朝来市景観条例施行規則

平成25年6月3日

規則第27号

改正 平成28年5月10日規則第20号

令和4年3月30日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び朝来市景観条例(平成25年朝来市条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 屋外に設置する自動販売機
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

(行為の届出)

第3条 条例第10条の規定による届出は、景観計画区域内における行為届出書(様式第1号)又は景観計画区域内における行為変更届出書(様式第2号)正副2通を市長に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、条例第12条に規定する図書を添付するものとする。ただし、行為の変更の届出の場合は、当該変更に係るものとする。

(景観計画区域内における届出を要しない行為)

第4条 条例第11条第1項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号)第12条第1項の許可を受けて行う行為
 - (2) 朝来市文化財保護条例(平成17年朝来市条例第129号)第9条第2項の許可を受けて行う行為
- (景観形成地区内における届出を要しない行為)

第5条 条例第11条第2項の規則で定める行為は、別表第1に定めるとおりとする。

(届出に添付する図書)

第6条 条例第12条の規則で定める図書は、別表第2に定めるとおりとする。

(事前協議)

第7条 条例第13条の規定による事前協議は、届出を行う30日前までに景観計画区域内における事前協議書(様式第3号)正副2通を市長に提出して行うものとする。

2 前項の事前協議書には、条例第12条に規定する図書を添付するものとする。ただし、市長が添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

3 市長は、前項の図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

(変更命令等)

第8条 法第17条第1項の規定による命令は、景観計画区域内における変更命令書（様式第4号）により行うものとする。

2 法第17条第7項の規定による報告は、実施状況報告書（様式第5号）により行うものとする。
（原状回復等命令）

第9条 法第17条第5項の規定による命令は、景観計画区域内における原状回復等命令書（様式第6号）により行うものとする。
（公表）

第10条 条例第16条第1項の規則で定める公表は、次に掲げる事項について、告示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 法第16条第3項の規定による勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地）
 - (2) 前号の勧告に係る行為の内容
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- （完了の届出）

第11条 条例第17条の規定による届出は、景観計画区域内における行為完了届出書（様式第7号）正副2通を市長に提出して行うものとする。

2 前項の規定による届出には、当該届出に係る行為の完了後の状況を示す写真を添付するものとする。
（景観重要建造物の指定の通知）

第12条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等の指定通知書（様式第8号）により行うものとする。
（景観重要建造物を表示する標識）

第13条 法第21条第2項の規則で定める標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定の年月日
 - (2) 景観重要建造物の名称
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- （景観重要建造物の指定解除の通知）

第14条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等の指定解除通知書（様式第9号）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の通知）

第15条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等の指定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（景観重要樹木を表示する標識）

第16条 法第30条第2項の規則で定める標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の樹種
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(景観重要樹木の指定解除の通知)

第17条 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等の指定解除通知書(様式第9号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の所有者の変更の届出)

第18条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物等の所有者変更届出書(様式第10号)により行うものとする。

(景観まちづくり活動団体の認定の申請等)

第19条 条例第20条第2項の規定による申請は、景観まちづくり活動団体認定申請書(様式第11号)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 団体の規約
- (2) 構成員の名簿
- (3) 活動計画書等の活動内容を記載した書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第20条第1項の規定により景観まちづくり活動団体の認定をしたときは、景観まちづくり活動団体認定通知書(様式第12号)により申請者に通知するものとする。

(景観まちづくり活動団体の認定の取消し)

第20条 市長は、条例第20条第3項の規定により景観まちづくり活動団体の認定を取り消したときは、景観まちづくり活動団体認定取消通知書(様式第13号)により当該団体に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の朝来市情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の朝来市ケーブルテレビシステム施設条例施行規則、第3条の規定による改正前の朝来市

防災センター条例施行規則、第4条の規定による改正前の朝来市税条例施行規則、第5条の規定による改正前の朝来市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則、第6条の規定による改正前の朝来市福祉多目的ホール条例施行規則、第7条の規定による改正前の朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、第8条の規定による改正前の朝来市老人福祉センター条例施行規則、第9条の規定による改正前の朝来市宅老所条例施行規則、第10条の規定による改正前の朝来市重度心身障害者（児）介護手当支給条例施行規則、第11条の規定による改正前の朝来市国民健康保険条例施行規則、第12条の規定による改正前の朝来市山東道路交流施設条例施行規則、第13条の規定による改正前の朝来市神子畑いろりハウス条例施行規則、第14条の規定による改正前の朝来市身体障害者福祉法施行細則、第15条の規定による改正前の朝来市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第16条の規定による改正前の朝来市児童福祉法施行細則、第17条の規定による改正前の朝来市知的障害者福祉法施行細則、第18条の規定による改正前の朝来市企業誘致及び雇用促進条例施行規則、第19条の規定による改正前の朝来市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則、第20条の規定による改正前の朝来市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則、第21条の規定による改正前の朝来市平成23年度等における子ども手当の支給に関する事務取扱規則、第22条の規定による改正前の朝来市個人情報保護条例施行規則、第23条の規定による改正前の朝来市児童手当事務取扱規則、第24条の規定による改正前の朝来市景観条例施行規則、第25条の規定による改正前の朝来市高齢者活力創造センター条例施行規則、第26条の規定による改正前の朝来市保育所における保育の利用及び徴収金に関する規則、第27条の規定による改正前の朝来市山城の郷条例施行規則及び第28条の規定による改正前の朝来市立認定こども園条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年規則第12号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

地区	届出を要しない行為	
竹田景観形成地区	1 法第16条第1項第1号に定める行為	(1) 建築物を改築し、増築し、又は移転しようとする場合で、その改築、増築又は移転に係る部分の床面積の合計が10m ² 以下のもの
口銀谷景観形成地区		(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分が外観の過半に満たないもの
太盛景観形成地区	2 法第16条第1項第2号に定める行為	工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分が外観の過半に満たないもの
奥銀谷景観形成地区	3 法第16条第1項第3号に定める行為	開発面積が3,000m ² 以下の開発行為

別表第2(第6条関係)

行為	図書		
	種類	縮尺	明示すべき事項
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更及び工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	付近見取図	1 / 2,500以上	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	1 / 200以上	
	各階の平面図	1 / 200以上	
	各面の立面図	1 / 200以上	主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩
	主要部2面以上の断面図	1 / 200以上	
	外構平面図	1 / 200以上	門、垣、塀、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成
	敷地周辺状況カラー写真		
	完成予想図カラー写真		
	事前協議書の写し		
	市長が特に必要と認める図書		
開発行為	開発区域位置図	1 / 2,500以上	
	現況図	1 / 500以上	
	求積図		
	字限図及び登記事項証明書		
	地番割り込み図	1 / 500以上	
	造成計画平面図	1 / 500以上	
	排水施設計画平面図	1 / 500以上	
	同意書		
	その他指示する図書 ・ 法人の登記事項証明書及び定款 ・ 委任状 ・ 関係区域の現況写真 ・ その他		

備考

- 1 各階の平面図及び主要部2面以上の断面図は、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替を行うときに添付すること。
- 2 事前協議書の写しは、条例第10条の規定による届出を行う場合に添付すること。

様式第1号（第3条関係）

（表）

景観計画区域内における行為届出書

年 月 日

朝来市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の氏名及び代表者印
個人の場合で本人が自署しないときは、記
名押印してください。〕

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	朝来市	
景観計画区域区分	<input type="checkbox"/> 景観形成地区（ ） <input type="checkbox"/> その他	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物（ ） <input type="checkbox"/> 工作物（ ） <input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	
行為の期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
行為地の現況		
設計者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

注意事項

- 1 届出書は、正副2通提出してください。
- 2 行為地の現況は、できるだけ詳細に記載してください。
- 3 代理人が届出をする場合は、委任状を添付してください。
- 4 の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

(裏)

種類	行為の内容			
	主要用途		構造	
建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更		届出部分	既存部分	合計
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	m (階数: 階)		
	仕上材	屋根		
		外壁		
	色彩	屋根		
		外壁		
	工作物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	種類		構造
		届出部分	既存部分	合計
敷地面積		m ²	m ²	m ²
築造面積		m ²	m ²	m ²
延べ面積		m ²	m ²	m ²
高さ		m	長さ	m
仕上材				
色彩				
都市計画法第4条 第12項に規定する 開発行為	行為面積			m ²

注意事項

- 1 各項目ともできるだけ具体的に記載してください。
- 2 この届出書とともに必要な図書を添付してください。
- 3 の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

様式第 2 号（第 3 条関係）

景観計画区域内における行為変更届出書

年 月 日

朝来市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の氏名及び代表者印
個人の場合で本人が自署しないときは、記
名押印してください。

景観法第 16 条第 2 項の規定により、届出事項の変更について、次のとおり届け出ます。

当初の届出年月日	年 月 日
行為の場所	朝来市
景観計画区域区分	<input type="checkbox"/> 景観形成地区（ ） <input type="checkbox"/> その他
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物（ ） <input type="checkbox"/> 工作物（ ） <input type="checkbox"/> 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為
変更する内容等	変更前
	変更後
	変更理由
変更部分に係る行為の着手予定日	年 月 日
変更部分に係る行為の完了予定日	年 月 日

注意事項

- 1 届出書は、正副 2 通提出してください。
- 2 この届出書とともに変更に係る図書を添付してください。
- 3 の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

様式第3号（第7条関係）

（表）

景観計画区域内における事前協議書

年 月 日

朝来市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の氏名及び代表者印
個人の場合で本人が自署しないときは、記
名押印してください。

朝来市景観条例第13条の規定により、事前協議を行います。

行為の場所	朝来市	
景観計画区域区分	<input type="checkbox"/> 景観形成地区（ ） <input type="checkbox"/> その他	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物（ ） <input type="checkbox"/> 工作物（ ） <input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	
行為の期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
行為地の現況		
設計者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

注意事項

- 1 協議書は、正副2通提出してください。
- 2 行為地の現況は、できるだけ詳細に記載してください。
- 3 代理人が協議をする場合は、委任状を添付してください。
- 4 の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

(裏)

	種類	行為の内容				
		主要用途		構造		
設計又は 施行方法	建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積	m ²	m ²	m ²	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		延べ面積	m ²	m ²	m ²	
		高さ	m (階数: 階)			
		仕上材	屋根			
			外壁			
		色彩	屋根			
			外壁			
		工作物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	種類		構造	
			届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積		m ²	m ²	m ²	
	築造面積		m ²	m ²	m ²	
延べ面積	m ²		m ²	m ²		
高さ	m		長さ	m		
仕上材						
色彩						
都市計画法第4条 第12項に規定する 開発行為	行為面積			m ²		
事前協議終了後記入欄	事前協議の経緯 (市からの助言及びそれに対する措置の概要)					
	備考					

注意事項

- 1 各項目ともできるだけ具体的に記載してください。
- 2 この協議書とともに必要な図書を添付してください。
- 3 の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

様式第4号（第8条関係）

景観計画区域内における変更命令書

第 号
年 月 日

様

朝来市長



年 月 日付で届出のあった行為については、景観計画で定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないと認められるので、景観法第17条第1項の規定により、次のとおり命じます。

行為の場所	朝来市
行為の種類	
適合しないと認められる理由	
命令の内容	
履行期限	年 月 日

備考

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、朝来市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、朝来市を被告として（訴訟において朝来市を代表する者は朝来市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第8条関係）

実施状況報告書

年 月 日

朝来市長 様

報告者 住 所
氏 名
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の氏名及び代表者印
個人の場合で本人が自署しないときは、記
名押印してください。〕

年 月 日付け 第 号により命令を受けた講ずべき措置について、当該措置の実施状況を次の通り報告します。

行為の場所	朝来市
行為の種類	
措置の実施状況	

様式第 6 号（第 9 条関係）

景観計画区域内における原状回復等命令書

第 号
年 月 日

様

朝来市長



年 月 日付け 第 号の命令に違反していると認められるので、景観法第 17 条第 5 項の規定により、次のとおり必要な措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第 101 条の規定により、懲役又は罰金に処されることがあります。

行為の場所	朝来市
行為の種類	
原状回復等 命令の理由	
講ずべき措置	
履行期限	年 月 日

備 考

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、朝来市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、朝来市を被告として（訴訟において朝来市を代表する者は朝来市長となります。）処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号（第11条関係）

景観計画区域内における行為完了届出書

年 月 日

朝来市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の氏名及び代表者印
個人の場合で本人が自署しないときは、記
名押印してください。〕

景観法第16条第1項又は第2項の規定により届け出た行為が完了したので、次のとおり届け出ます。

景観法第16条の規定 に基づく届出年月日	年 月 日（変更届日 年 月 日）	
行為の場所	朝来市	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物（ ） <input type="checkbox"/> 工作物（ ） <input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	
行為の期間	行為の着手年月日	年 月 日
	行為の完了年月日	年 月 日
設計者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
（備考）		

注意事項

- 1 届出書は、正副2通提出してください。
- 2 この届出書とともに必要な図書を添付してください。
- 3 の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

景観重要建造物等の指定通知書

第 号
年 月 日

様

朝来市長



〔 景観重要建造物 〕
〔 景観重要樹木 〕 に指定したので、景観法〔 第 21 条第 1 項 〕
〔 第 30 条第 1 項 〕の規定により、次のとお
り通知します。

指定物件の名称		
指定物件の所在地	朝来市	
指定番号及び指定年月日	第 号 年 月 日	
指定物件の 所有者	氏名	
	住所	
指定の理由となった 外観又は樹容の特徴		
景観法第 19 条第 1 項に 規定する土地その他の物 件の範囲		

様式第9号（第14条、第17条関係）

景観重要建造物等の指定解除通知書

第 号
年 月 日

様

朝来市長



景観法（第27条第3項、第35条第3項）の規定により、次のとおり（景観重要建造物、景観重要樹木）の指定を解除

したので、通知します。

指定番号及び指定年月日		
指定物件の名称		
指定物件の所在地	朝来市	
指定物件の所有者	氏名	
	住所	
解除年月日	年 月 日	
解除の理由		

様式第10号（第18条関係）

景観重要建造物等の所有者変更届出書

年 月 日

朝来市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の氏名及び代表者印
個人の場合で本人が自署しないときは、記
名押印してください。〕

〔景観重要建造物
景観重要樹木〕の所有者が変更しましたので、景観法第43条の規定により、次のとおり
届け出ます。

建造物の名称又は 樹木の樹種		
建造物又は樹木の所在地	朝来市	
指定番号及び年月日	第 号 年 月 日	
変更前の所有者	氏名	
	住所	
変更後の所有者	氏名	
	住所	
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		

様式第11号（第19条関係）

景観まちづくり活動団体認定申請書

年 月 日

朝来市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の氏名及び代表者印
個人の場合で本人が自署しないときは、記
名押印してください。〕

景観まちづくり活動団体の認定を受けたいので、朝来市景観条例第20条第2項の規定により、次のとおり申請します。

団体の名称	
事務所の所在地	
活動の目的	
活動の区域	朝来市
活動の内容	

- 添付書類
- 1 団体の規約
 - 2 構成員の名簿
 - 3 活動計画書等の活動内容を記載した書類
 - 4 その他市長が必要と認める書類

様式第12号（第19条関係）

景観まちづくり活動団体認定通知書

第 号
年 月 日

様

朝来市長



年 月 日付けで申請のあった景観まちづくり活動団体の認定については、朝来市景観条例第20条第1項の規定により、景観まちづくり活動団体として認定したので通知します。

景観まちづくり活動 団体の名称	
認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
活動の区域	朝来市

様式第13号（第20条関係）

景観まちづくり活動団体認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

朝来市長



朝来市景観条例第20条第3項の規定により、景観まちづくり活動団体の認定を取り消したので通知します。

景観まちづくり活動 団体の名称	
取消年月日	年 月 日
取消の理由	